

永観と「中世」

五味 文彦

- 一 繪旨と院宣
- 二 永観と東大寺
- 三 永観と鏤阿
- 四 赤と黒

一 繪旨と院宣

まずは次の二つの文書からみてみたい。

(A) 返賜

辞状事

右、辞退旨、尤不便也、多為興仏法、且為令致堂舎修造之勤、所被補給也、專不可有辞退之心者、依

繪旨、執達如件

五月廿四日

送 東大寺別当律師房

(B) 玉瀧社内鞆田、湯船二村事

右、正盛有所申、然者、可為寺領之證文、可尋献由、依

院御気色、執達如件

八月十日

左中弁(花押)

謹上 東大寺律師御房

古文書学で言うところ、(A)は繪旨、(B)は院宣であるが、これらは原本として残る最古の繪旨、院宣とそれぞれみなされてきたものである。ただともに御教書であるから年紀を欠くので、年代比定によっては最古とみなされなくなる。例えば(A)は、永観二(九八四)年のものとみなされ、「東南院文書」「東大寺文書」二一四一一号)、その結果、永観二年の円融天皇繪旨として最古の繪旨と認められてきた

(林屋辰三郎「公家文書」、飯倉晴武「論旨」『日本古文书学講座』古代Ⅱ)。しかし最近になって異論が提出され、この論旨は康和二(一一〇〇)年の堀河天皇綸旨であるという見解が出されている(藤田英孝「永観二年の円融天皇綸旨について」『史料』一九号)。その趣旨は、①永観二年とすると充所の東大寺別当は僧正寛朝であり(『東大寺別当次第』)、「東大寺別当律師房」とするのとあわない、②東大寺別当として律師であった人物に永観がいるが、永観とすれば康和二年五月廿一日に別当に任ぜられており、これを辞退する旨の(A)文書との日付があり、③ほぼ同一趣旨の論旨が五月廿九日、六月十四日付で「東南院文書」にみえるが(四〇九、四一〇号)、その一通の端裏書には「被返別当辞状仰書 永観御門」とあるものの、永観は年号ではなく、別当の名である、の三点に要約されよう。

文書の写真版(東京大学史料編纂所架蔵)を見ると、院政期のものと判断され、この見解はほぼ妥当なものと思えるが、律師となった別当は永観の他にも数多くおり、また端裏書の「永観御門」をすぐに別当の名と考えるのはためらいをおぼえる。そこで改めて年代比定を行なえば、文書の料紙が宿紙であることが比定のポイントになる。すなわち奉者の「権左中弁」、「権左中弁源」(四〇九号)は蔵人であったに違いないから、源姓の権左中弁で蔵人であった人物を探すと、僅かに康和元年十二月十四日から康和二年七月十七日

まで堀河天皇の蔵人頭であった源能俊が見出せるのみである(『職事補任』)。次に端裏書については後の整理に際してつけられたものとも考えられるから、結局(A)文書は康和二年の堀河天皇綸旨とみてよいであろう。

かくて(A)は最古のものとは言えなくなったが、それでも東大寺文書のなかでは、原本として残る最古の論旨である。しかしこの点はさして問題とするには足りないかもしれない。膨大な東大寺文書のなかで、たまたま残されたにすぎないとも言えよう。だがその時の別当がほかならぬ念仏宗の永観であったことが気にかかる。そこで永観について『東大寺別当次第』をみると、「件永観多年籠居、以念仏為業、而依経範之不治、寺家破壊、公卿僉議、殊被抽任、仍再三雖辞退、全以不許、遂致執行」と記しているが、論旨三通はこの「再三雖辞退、全以不許」の事情を伝えるものである。「辞退之旨、尤不便」「辞退旨是不便」「頻以辞退之旨、誠不穩便」、これらが別当辞退を願う永観に対する再三の慰留の論旨であった。さてでは何故に「多年籠居、以念仏為業」という永観に、また頻りに辞退を重ねる永観に、朝廷は東大寺別当をと望んだのであろうか。

東大寺の前任の別当は権少僧都経範であったが、『東大寺別当次第』によれば、嘉保二(一一〇九五)年の着任の始めから、「寺衆半以違背」と大衆の反撥にあり、「院宣」によって大衆の「張本」は追

却されたものの、「喧嘩」の絶えない状態にあったという。やがて康和元年閏九月には、衆徒は三十五ヵ条にわたる別当の「不治行縁」を記し、彼らのうち五十余人は陣頭に列立してこれを訴えたため、ついに康和二年五月に経範は停任になったとある。こうした前任者の後であるから、きわめて多くの困難が予想されたであろう。ここに永観は東大寺再建の切り札として別当に望まれたのであった。これ以前の別当は自らが東大寺の修造を請負って寺務を掌握したのに対し、永観の場合はむしろその資質のなかに寺務の能力を見こまれた点に大きな違いがある。しかも永観における資質はその後の寺院経営のあるべき姿と深く絡みあっているものとは言えまいか。永観は「寺務二年」という短期の在任にもかかわらず、「能治永観」とよばれる程に業績をあげたといわれている。

ここで(B)の院宣をみてみよう。(A)と同様に東南院文書にあるが『東大寺文書』二一四九〇号)、「原本の院宣としては最古の部類に属するが、年次が確定されていない」というのが実情である(橋本義彦「院宮文書」『日本古文书学講座』古代Ⅱ)。そこで年代比定を行なえば、まず「院」とあるのは「正盛」(平正盛)との関係から白河院であることに疑いはない。次に院宣の料紙は宿紙である所から、院宣の奉者は藏人であったと考えられる。ただこの点はまだ共通の理解が得られていないので、ひとまず措いて、充所の「東大寺

律師御房」をみると、左中弁の奉ずる院宣の充所であるから、東大寺別当以外にはありえない。白河院政期の律師で別当だった人物は、前律師永観(康和二〇五)、権律師定海(大治四)の二人であるが(『東大寺別当次第』)、定海とすると文書の出されたことになる大治四年八月には既に白河院は死去しており、平正盛も死去していたと考えられる。したがって(B)も(A)と同様に前律師永観の時の文書と考えられるが、この時の左中弁は源重資(康和二〇長治三)で藏人でもあった(『弁官補任』『職事補任』)。藏人が奉ずると、院宣の料紙も宿紙となるのがこれで裏づけられたわけである。なお『花押かがみ』所収の重資の花押とこの左中弁の花押は一致する。

次に内容をみると、平正盛が六条院領に寄進した伊賀国鞆田庄(龍肅「六条院領と平正盛」『平安時代』)に関するもので、東大寺に証文の提出を命じていることが知られる。ここで注目したいのが、仁平三年四月廿九日の東大寺印藏文書目録の「紛失文書一結」の中にみえる「一通^二枚 康和二年玉龍并鞆田年来證文等事」である。既に仁平三(一一五三)年の段階には文書は失われていたが、この康和二年の「證文等」こそ(B)の院より提出を命ぜられた「可為寺領之證文」に他ならないであろう。かくて(B)は康和二(一一〇〇)年の白河院の院宣であったと言える。『大日本古文书』の保安二(一一二一)年や『平安遺文』一七五九号の天永二(一一一一)年の比

定よりも相当さかのぼったことになる。しかもそれが永観が別当の時のものであったとは、これまた偶然と言えようか。

東大寺に残る繪旨・院宣の原本として最古のものともなされる(A)が、ともに永観に関わるものであることは何を意味しよう。別当あての繪旨や院宣がこれ以前になかったとはとても考えられないから、繪旨や院宣がないのは、別当が交替すると、それらは前別当によって持ち去られたからであろう。そもそも繪旨・院宣が私文書の系譜にある文書とすれば、別当あてのこれらの文書は基本的には東大寺には残される筈のものではなく、別当の許にあって別当自身が所有・保存するものであった。これに対して永観はこれら文書を東大寺に残してきたため、それらは東大寺で保存され、現在にいたったのである。代々の別当とは違った永観のそうした行為が、最古の繪旨・院宣の原本を今に残す結果となったと言えるであろう。

ここに在任二年余で「能治永観」といわれた成功の秘訣が示されている。それは寺院経営に必要な文書は寺院に残すという態度と云ってよからう。そう言えば、東大寺の歴史をふりかえり、今後の東大寺経営の方向を見出すべく編まれた『東大寺要録』⁽⁵⁾は、この永観の時期に編集が始められ、次の勝覚の時に完成をみたという。また先の仁平の文書目録によると、「一卷九枚 康和二年文書目六兼幸注文」という文書目録のあったことが知られるが、これは仁平の文

書目録の中では最も古いものである。おそらく永観は別当になるとすぐに文書目録の作成を命じ、それに応じて当時都維那であった兼幸が作成・提出したのが、この目録であろう。以後、これを引継いで代々の別当は就任とともに文書目録の作成を命じている。

このように永観においてこそ次代の東大寺経営の基礎は築かれたと言えよう。しかもこのことは文書の上だけのことではない。(B)の院宣によれば、永観は白河院の権勢によりながら抬頭してきた院北面の平正盛と相論をおこしている。辞退を重ねた上でやっと別当を引受けた永観は、権威や武威をもとめせず、すぐに精神的に莊園の回復に動いているのである。その結果はと言えば、「能治永観」という語に既に尽されているが、その経営の努力の跡を追いながら、東大寺が他ならぬ永観を必要とした理由を次に探ってみる必要がある。

言うまでもなく永観と言えば、『往生講式』『往生十因』等の書物を著した院政期浄土教の代表的人物である。⁽⁶⁾その永観と東大寺とのとりあわせはまことに興味深く、いわば中世社会の原図といったものをそこに見出すことも可能ではあるまいか。

二 永観と東大寺

永観が東大寺別当として行なった事績は、『東大寺別当次第』に詳しいが、なかでも注目されるのは美濃国茜部庄と摂津国猪名庄の二つの荘園を学生供料に施入したことである。このことは大治五(一一三〇)年三月十三日の東大寺文書目録に「一通 猪名・茜部両庄被寄学生供文 禅林寺律師御任」とあることから知られるのであるが、両庄が学生供に寄進された意味については、その後承安五(一一七五)年二月に同じく東大寺領の伊賀国黒田庄の新庄・出作が学生供料に寄進された意義を考えることから知ることができよう。黒田庄はそれまで国衙や在地領主、及びそれと連なる興福寺の勢力によって動揺をくりかえしていたが、承安四年に院庁下文を得た東大寺はこれらの不輪寺領化を達成するとともに、これを学生供料に寄進し、大衆の勢力を背景に諸勢力を排除したのであった。黒田庄はこれによって寺家管理下の荘園から大衆管理下の荘園へと転換し、永くその支配が維持されることになった。⁽⁸⁾

したがってここにみえる動きは茜部・猪名両庄についてもあてはまりそうである。その点を詳しくみてみよう。美濃国茜部庄は、同国大井庄とならんで、「法花会」の「講師・聴衆」「堅義者」の「布

施供養料」にあてられており、もともと大衆と結びつきの強い荘園であった。既に天喜四(一〇五六)年には国使不入とされ、荘園の基礎は築かれていたが、度重なる荘園整理令を背景とした国司の圧迫にあい、寺家は朝廷に訴訟をくりかえしていた。そうした段階で永観は大井庄とは切り離して茜部庄のみを学生供に寄進している。

この事情を物語るのには、永久年間に行なわれた東大寺と美濃源氏光国の相論である。その時の東大寺の解状にはこう記されている。⁽¹¹⁾

件光国朝臣私領鶉郷者、茜部庄西辺相隣之地也、爰親父国房朝臣為當庄司之間、恣掘取西堺字高樸勝示内東西二町南北十餘町、擬副加鶉郷之處、前別当律師永観聞驚此由、停止国房之庄務畢

これによれば光国の父源国房は、茜部庄の庄司だった頃、西隣に私領鶉郷をもち、茜部庄西堺の地をこれに加えようと企てたため、驚いた永観が国房の庄務を止めたという。おそらくこのことと永観の学生供施入とは密接な関連をもっていた筈であり、永観は在地領主の押領から茜部庄を守ることを考えて、大衆の力を背景とすべく施入したのと言えよう。

摂津国猪名庄も康平・天喜頃には中世荘園としての基礎が築かれたのであるが、ここでも荘園整理令に基づいて国司が「収公」を企ててきた。嘉承元年の官宣旨がひく東大寺解状はこうした国司の収公を述べた後、「因茲前別当永観、注摂津国猪名庄如本図可被免立

之由、経奏聞之時、遣実検使、勘勒子細之処、四至内併可為寺領之由、官使并在庁官人等相共^(依)、実言上先畢^(依)と記している。⁽¹²⁾ 永観は国司の收公から猪名庄を確保すべく朝廷に訴えたのである。前後欠て大治頃と目される東大寺の文書目録⁽¹³⁾をみると、猪名庄に関する宣旨として「康和二年九月二日^(任)任国司陳快寺家言上^(任) 康和二年十月十七日^(寺家文) 書令進上^(任) 康和三年八月廿九日^(令進上代々免利)」等が見えるから、この訴訟は永観の別当就任ともになされたことが分る。こうして「四至内併可為寺領」と訴訟が進んだ段階で、おそらく学生供に寄進されたのであろう。建保二年の東大寺領諸莊園の注文⁽¹⁴⁾では猪名庄の所当官物が「随見納、百学生并卅講衆支配之」と記されている。

このような永観の茜部・猪名両庄の学生供施入について言えるのは、第一に永観によって寺領の確保・再興がすすめられたこと、第二にそれが学生の費用にあてられ、その養成がはかられたこと、第三に学生（大衆）の力を背景に寺領経営がすすめられるようになったこと、これら三点に要約できよう。しかるにこれら三点は茜部・猪名両庄のみに限られるものではなかった。他の寺領にも見出される。その一例が次の紀伊国木本庄の場合である。

康和二年七月に別当永観を頂点とする東大寺政所は、別院崇敬寺の解を得て、木本庄田塔等の官物不済を追究し、官物雑役の崇敬寺への弁済を命じた。⁽¹⁵⁾ しかし翌年にも寺役未進がおこり、再び政所下

文は出されたもの⁽¹⁶⁾、さらに東大寺の寺家修造にともなう人夫役や縄一千方の所課に対する未進もおこった。⁽¹⁷⁾ 次いで康和四年になると紀伊国から国役が課され、住人は山林に逃げこむ事態もおきている。⁽¹⁸⁾ このように木本庄は寺領退転の危機にさらされたのであるが、その原因は「件庄之所当官物、三河守以先日可弁進本家由、雖請申、其後不致涓塵之弁、重加催之處、敢無其沙汰」といわれた庄を支配する三河守源有政の行動にあった。有政は「以当庄偏如私領」といわれるごとく、木本庄を私領化して、「適勤寺役之住人等者、殊致凌礫取過料」といわれるごとく、田塔等の寺役勤仕を否定したのである。⁽¹⁹⁾ もともと有政はその私領を大法師頼尊から得たのだが、頼尊はそれを崇敬寺の前別当源算から預かったものという。いつしか崇敬寺領は有政の私領となってしまったのである。この点について「官省符之寺領也、離仏離寺、恣為人領私領、古今未聞例也」と東大寺側は指摘しているが、既にこれのはるか以前貞観十三年の格は「諸寺別当」が「寺家財物」を犯用すること、すなわち「仏物」を犯し、「己私」に利することを禁じている。しかしそのことはいかに諸寺別当が仏物・寺物を私物化することの多かったかを物語るもので、院政期になると、仏物・寺物が別当からその弟子へと相伝されていくことは一般化していった。木本庄もまた崇敬寺領であったものが、その別当の私物と化して、人領として伝領されていたのである。

このような木本庄の事態に対して、永観は康和四年五月に次の五カ条を命じた。⁽²²⁾ 第一は庄内の殺生禁断、第二に人夫・繩の進上、第三に庄内在家の注進、第四に庄内検島、第五に所当官物の弁済である。第一条は有政の「昼夜獵魚」の行為に対するもので、第五条は有政の私領化に対する否定であった。まさに有政の押領に対して真向から拒否する意図が明確に示されているが、さらに注目したいのは、第三・四條の庄内在家の注進と検島の実施である。この時期に国衙領（公郷）においてとられた公郷在家役賦課と検島実施が早速に木本庄においてとり入れられている。中世的荘園体制の基礎となる田島在家の検注が既にここに行なわれようとしているのである。

さてこの五カ条を実施するべく寺家からは「中綱小綱出納等」が使者として木本庄に派遣されたが、これに対して有政からは「衆多軍兵」が発され、使者は「凌磔」⁽²³⁾ されてしまった。そこで永観は七月に有政の「沙汰」をとどめ、なお「押沙汰」するならば庄住人と寺の使者が「諸共」に、有政の使者を搦めるように命じている。そしてその上で木本庄を東大寺鎮守八幡宮二季御八講・二季彼岸僧供料に寄進した。⁽²³⁾ かくて木本庄は八幡宮御八講結衆・八幡宮彼岸御不經衆の力を背景に經營される所となる。

紀伊国木本庄の再興と鎮守八幡宮衆僧への寄進は既にみた茜部・猪名両庄の学生供施入と同じ意義をもつものであるだけでなく、そ

こには永観の目指した方向がより明確に示されている。それは寺院別当により寺物仏物が犯用されていた当時の傾向に厳しく対処するとともに、これらを学生・衆僧の集団の管理下に置くことによって寺領が私物人物化することを否定した点であり、また荘園内の田島在家を把握してこれを基礎に荘園支配を行なおうとした点である。これらの点こそ後の中世寺院が追究していった方向である。⁽²⁶⁾ その点からみて、永観は古代から中世への転換点にあって、「中世」を指向したと評価できよう。

次に東大寺を最も象徴する大仏の料田についてみてみよう。大仏香菜料を負担する香菜料免田三百六十町は、既に前々別当法橋慶信の訴えで、承保三（一〇七六）年六月には坪付も定められ、毎日一町宛で香菜料を負担することになった。⁽²⁶⁾ だが永観が別当になる数年前から国役が課され、その上にそれを理由に免田の領主が寺家の命令に従わなくなっていた。別当となった永観はこれを知るとすぐ康和二年六月、朝廷に対して国役賦課の免除を要請し、それが認められるとさらに寺家の命令に従わない領主には官使を賜り催促することを申請した。⁽²⁸⁾ ここで東大寺が槍玉にあげたのは権少僧都範俊・若狭守平正盛の二人である。⁽²⁹⁾ いずれも白河院中に祇候する僧・武者で、「他所威勢」に募った輩である。しかしこれらに対しても茜部庄の源国房、木本庄の源有政と同様にその威勢にひるむことは

なく、訴訟を行なっている。既にみたように正盛とは伊賀国鞆田庄についても争っており、白河院の威勢を背景にしたこうした院近習の動きにも真向から対決したことが窺えよう。それを可能としたのは後にみるような白河院の厚い信任と、仏法に対する強固な自負であったろう。王法と仏法との相依関係を象徴する大仏に関わる料田ともなれば尚更であったろう。大仏についてはこの外に、康和四年に大仏殿の大日梅過供田として大和国長屋庄内の一町八反を十八口の禅僧に寄せている。⁽³⁰⁾これについての詳しい事情は明らかではないが、既に見た学生や衆僧のみならず一段と身分の低い禅僧にまで意を用いていたことが窺えよう。

さてこうした永観の別当時代の事績を多くの説話は伝えている。それを『発心集』からひこう。

東大寺の別当のあきたりけるに、白河院、此の人をなし給ふ、聞く人、耳を驚かして、「よも、うけとらじ」と云ふ程に、思はずにいひ申す事なかりけり。

其の時、年来の弟子、つかはれし人など、我も我も争ひて、東大寺の庄園を望みけれども、一所も、人のかへりみもせずして、皆、寺の修理の用途に寄せられたりける。(中略)

かくしつづ、三年の内に修理事はりて、則ち辞し申す、君、又とかくの仰せもなく、異人をなされにけり、よくよく人の心を

合はせたるしわざの様なりければ、時の人は、「寺の破れたる事を、此の人ならではの、心やすく沙汰すべき人も無し、とおぼしめして仰せ付けけるを、律師も心得給ひたりけるなめり」とぞ云ひける、深く罪を恐れける故に、年来、寺の事行ひけれど、寺物を露ばかりも自用の事なくてやみにけり。

この説話は永観について今まで考察した結果に合致する。勿論、すべてが正しいと言うわけではなく、永観が別当を辞した時に、「とかくの仰せもなく、異人をなされにけり」というのは誤りであり、康和四年の年末に永観は辞退したが、その辞状は返され、そのまま二年の空白の後に、長治元(一一〇四)年五月に法眼勝覚が別当に任ぜられている。⁽³¹⁾しかし寺物を自用せず、弟子等に荘園を与えず、寺の修理に専心したというのはまさにその通りであり、永観の成功の秘訣をよく物語っているであろう。永観と同時期の他の別当との違いは第一にそこにあったと言える。だが永観の成功はそれだけにつぎるのではない。第二として永観が東大寺の財源の中心を封戸から荘園へと移していったことがあげられるであろう。永観の前任者経範も東大寺修造を意図しなかった訳ではない。東大寺に南院を建立すべく、望んで別当になったのである。⁽³²⁾その際経範は建立の財源を封戸に頼ろうとした。「寺家封国二十カ国也之中、辨济国五箇国、猶有未济其数」という状況の中で、「以彼济物、支配寺家之修造料、

致修理之勤」と封戸を修造料にあてることを朝廷に要請している。そして封戸の弁済・未進注文を作成し、諸国の受領に封戸の弁済を催促した⁽³³⁾。しかしその結果は思わしくなかったらしい。諸国に荘園が多くつくり出されるなかで、受領が封戸の弁済に応じなくなっていたからである⁽³⁴⁾。かくて経範による寺家の修造はすまず、大衆の訴えで、経範の別当は停任とされたのである。その後をうけた永観は財源の中心を封戸から荘園に転換していった。

永観はまず寺家修造を院に訴え、諸国の荘園から末寺別院の荘園にいたるまでの国役免除を認められる⁽³⁵⁾。こうして荘園の確保を図りながら、修造料を荘園に課していった。既にみたように木本庄では修造のための人夫や縄を課している。次いで荘園内の在家や畠の検注をも実施しており、東大寺の財源の基礎としての荘園の整備は急速に進められたのであった。ただ永観においても封戸が財源として全く無視されたわけではないことは注意せねばならない。封戸は最後まで重要な財源であった。

東大寺にやや遅れて諸権門寺社でも、その財源を封戸から荘園に依存するようになると。御願寺の六勝寺を例にとれば、永観の別当期までに建立された法勝・尊勝両寺には封戸が寄せられたが、その後の御願寺には主として荘園が寄せられ、封戸の転化した便補保がきわめて少ない⁽³⁶⁾という。荘園整理政策が事実上放棄され、荘園の乱

立が顕著になるのも、この後の白河院政後期からである。永観は封戸から荘園へという時代の趨勢を見通して、東大寺の財源として荘園の整備に尽くしたと言える。

まさに永観は中世の入口に立っていた。その永観を『発心集』を始めとする中世の多くの説話集は挙ってとりあげ、多分の共感を示している。それはあたかも中世人のあるべき姿として描いていると言えなくもない。そこで次に説話に描かれている永観像を探り、それがどのようなひろがりをもって受入れられていたのか検討しよう。

三 永観と鏝阿

最初に多くの説話から窺える永観を描いてみよう⁽³⁷⁾。

- ① 「年来念佛ノ志深ク名利ヲ思ハス、世捨タルカ如クナリケレト、サスカニ哀レニモツカマツリシレル人ヲワスレサリケレハ、殊更深山ヲ求ル事モナカリケリ、東山禪林寺ト云處ニ籠居シツム」
〔『発心集』〕
- ② 「人ニ物ヲカシテナム日ヲオクルハカリ事ニシケル」 「算ライクヲトモナクヲキヒロケテ（中略）律師ハ出挙ヲシテ、命ツクハカ

リヲ事ニシ給ヘリ」(『発心集』)、「其米ヲ出挙ニ成テ、多ナシテ
トラムトスレハ」(『古事談』^三)

次に出家によって生活の資を得ていた点が注目されている。出家の
原資は法勝寺供僧にあてられた供米であり、「中々仏ノ物ヲトテ聊
モ不法ノ事ハセサリケリ」とあるように仏物であるが故に、出家の
返済に滞りはなかったという。

③「禅林寺ニ梅ノ木アリ(中略)年コトニ取テ薬王寺ト云處ニヲホ
カル病人ニ、日々ト云ハカリニ施セラレケレハ、アタリノ人、此
木ヲ悲田梅トソ名タリケル」(『発心集』)、「凡慈悲薰心、若有来乞
者、雖衣鉢不惜、若見病人、必施救療」「承德元年造顯丈六弥陀佛
像、安置薬王寺(中略)於其處設温室、四十餘年漿粥菓蔬、隨時
求施」(『拾遺往生伝』^下)、「問獄所行悲田、以病苦為善知識」(『扶
桑寄帰往生伝』^上)、「常往獄問飢寒」(『元亨釈書』^五)

病人や獄囚等への施行や温室施行を心がけた点が伝えられている。

④「補東大寺別当、為拜堂下向南都、歩行ニテ菓沓ハキテ、被具小
法師二人一人負古(中略)律師云、此乞匄人コソソレヨト被示」
(『古事談』)、「あやしの墨染衣に袴着、瘦せてあさましき馬に乗
つて、小法師一人具してぞおはしける、余りに異体なりければ」

(『発心集』<sup>神宮文
庫本</sup>)

その服装は「墨染衣」「袴着」「菓沓」で、自らを「乞匄人」と称し

ていたという。

⑤「白河院法勝寺を作らせ給ひ(中略)永観律師聖教を見るに、『信
施を受けば、国王の信施を受くべし』といふ文を見て、かの御寺
の供僧を望み申されけり(中略)院聞こしめし入つて、殊に悦ば
せ給ひて、『我らが冥加は、永観に供僧望まれたるにあり』と仰
せられ、安くなし給はせけり」(『発心集』<sup>神宮文
庫本</sup>)、「白河院、法勝
寺ツクラセ給テ、禅林寺ノ永観律師ニ、イカホトノ功德ナラント
御尋アリケレハ、トハカリモノモマウサテ、罪ニハヨモ候ハシト
ソ申サレタリケル」(『統古事談』^二)

ここには世俗の権威に外護を求め、その信任を得て行動しながら
も、決して権威に屈しない永観の姿が認められる。

こうした永観像をみると、すぐ思い出されるのが、鎌倉時代の律
僧である。網野善彦氏はこれを「無縁」の上人・聖の人類として捉
えられたが、そこで紹介された律僧の姿と永観像とを比較してみよ
う。⁽³⁸⁾鎌倉中期、西大寺の律僧叡尊や忍性は非人の供養や施行をさか
んに行なったが、これは永観の③に対応するものであり、また叡尊
は龜山天皇を始め貴族の尊崇を集めたばかりか、鎌倉の得宗政権の
手厚い保護を得たが、これは⑤に対応しよう。鎌倉に下った忍性は
極楽寺を本拠として様々な活動を行なったが、なかでも日蓮によつ
て批難された「利銭借請を業とす」る行為は、永観の②に対応する

ものである。また後深草院の葬送に際して、囚人・病者を始めとする非人の施行にあたった泉涌寺長老の覚一上人、花園天皇に近づいた叡尊の弟子如円についても、③⑤に対応している。このように永観にみられた行動は、鎌倉時代の律僧に広くみられるばかりでなく、より組織的なものとなっている点が目される。

ただ永観の①④のような行動は律僧にはみられないが、これは念仏宗と律宗との違いからくるものであろう。しかるに他方で律僧の活動として大きな位置を占めている勸進が、逆に永観の場合にはみえない。そこで注目されるのが永観の念仏と律僧の勸進とをあわせ具有した鎌倉初期の勸進上人である。その典型は東大寺を勸進によって復興させた重源であるが、ここではそれと同様な存在とみられる高野山を中心に活躍した鑿阿について考えてみよう。

有名な備後国太田庄は源平の争乱後、後白河院によって高野山に寄進されたが、これは僧鑿阿の働きかけによったものであり、争乱で荒廃した太田庄を復興したのも鑿阿であった。彼は「勸進沙門鑿阿」といわれたことから明らかのように、念仏系の勸進上人であった。⁽³⁹⁾ その点で同じ時期、平家の南都焼討によって多大の痛手を受けた東大寺の復興に尽くした大仏勸進上人の重源ときわめて相似た存在である。しかもさらにその莊園復興への取り組み方は永観の東大寺領の再興にも通じている。鑿阿は院宣を得て、在地の武士団で

ある橋兼隆や太田光家の門田や加徹米を削り、他方では彼らの力を利用して莊園を復興している。復興なった莊園は自己の所領とせず、高野山の寺家に寄せ、庄務は執行以下の四和尚に託し、彼らの私物化を禁じている。⁽⁴⁰⁾ また太田庄の他に、和泉国の荒野の開発をも行なっており、⁽⁴¹⁾ いずれも永観の行動と軌を一にしている。

鑿阿の前半生は詳らかでないが、寿永二(一一八三)年に官に提出した解には、「当山住僧」と記されており、重源同様高野山に住んでいたことが分る。おそらく重源の活動に刺激されて、高野山の興隆を思い立ったのであろう。彼も後白河院の外護を求め、「弘法大師入定之靈囀」における「聖朝之安穩」の祈の重要性を強調している。源平の内乱による王法の危機において、これを聖武天皇の本願により救おうとするのが東大寺再興の論理であるのに対し、鑿阿は弘法大師流布の仏法において救うべしと主張したのである。そのため「大師真筆之曼陀羅」を蓮華王院の経蔵から取出すことの許可を院に求めている。⁽⁴²⁾

この鑿阿の動きは永観に比して積極的である。東大寺別当を渋々引受け、僅か二年余で罷めてしまった永観、法勝寺を建立した白河院に「罪ニハヨモ候ハジ」と言い放ったという永観に比べ、鑿阿は後白河院に積極的に働きかけ、莊園の寄進を受けるや、その経営のため長期間にわたって努力している。この相違は一つに永観が学僧

であり、思想家であったのに対し、鑿阿が自身を「無智無行、非修非学」と述べている如く、実践に重きを置く僧であったことによる。鑿阿はまさしく勸進上人であった。したがってその行動半径も広い。高野山の住僧とは言いながら、高野大塔での供養法の他に、伊勢神宮・石清水八幡宮・高野鎮守天野社・河内国広川山善成寺等での供養法を後白河院に願ひ出ていることからそれは知られよう。⁽⁴³⁾ 永観が東大寺の深観の学資を受け、光明山・禪林寺に止住したにとどまったのとは対照的である。

しかしこの相違は両者の成長した境遇の違いにもよるのであって、永観にも積極的に働きかけるべきものはあり、それは鑿阿にも共通していると考えられる。天仁元（一一〇八）年九月、永観は東山で「迎講」を行なったが、それには「都人皆以て」結縁におもむいたといわれる。⁽⁴⁴⁾ 永観が深山に籠居せず、巷に住みついたのは、庶民への念仏の勧めの故であったろう。乞食・病者・囚人への施行の事実も忘れてはならない。他方、鑿阿の背後にも、「寺々之仏聖」とは「無縁」の「僧尼」がおり、そうした「無縁尼六十人」が住むための「精舎」を天野社の社頭に建立しようと計画している。⁽⁴⁵⁾ 永観も鑿阿もともに無縁の庶民・僧尼の救済に心がけていたと言えよう。以上、みてきた所から明らかのように、永観の行動は、鎌倉期の念仏僧・律僧の行動の源流にあった。このことと、永観が法然より

前に専修念仏を説き、それが法然に大きな影響を与えたという指摘⁽⁴⁶⁾とを考えあわせてみると、永観はまさに鎌倉仏教の宗教者の原点にあったと言っても過言ではなからう。永観の行動と思想はきわめて個人的であって、したがってまた独創的でもあるのだが、それだけ孤立したものであった。しかし時代の推移とともにその行動と思想とは大きな奔流を形成し、中世社会に広く及んでいったのである。

四 赤と黒

永観が「中世」といかなる関係にあったかが明らかになった所で、最後に永観の別当時代におきた赤袈裟事件に触れてみたい。それは康和三年の華嚴会の折に、小綱等に赤袈裟を着用させた所、興福寺衆徒の制止にあい、「濫吹無極」事態におちいった事件⁽⁴⁷⁾である。赤袈裟は威儀師の着用するものであるが、これを別当隨身の小綱にも着用させようとした所に事件はおきた。既に興福寺では承暦二（一〇七八）年に別当公範がこの例を開いていたが、永観は東大寺においても行なおうとして興福寺衆徒の反対をうけたのである。⁽⁴⁸⁾ ところでこの赤袈裟の事件については、堀池春峰氏の史料紹介があり、そこでは『東大寺文書』中に「華嚴大会堂達赤袈裟著用本紙官符并奏状案」として、一卷五通の文書のあることが指摘されてい

る。それらを示すと、①康和三年十一月一日官宣旨、②康和三年十月卅日中宮大進平時範書状、③康和三年三月日東大寺所司等解案、④嘉承元年四月日東大寺伝燈大法師等解案、⑤五月五日律師永観自筆請文である。⁽⁴⁹⁾これによって赤袈裟着用の問題の経緯は大変明らかとなった。しかるにこの五通の文書は、久安三年四月十七日の東大寺印藏文書日録⁽⁵⁰⁾にみえる「赤袈裟沙汰文八通」のうちの五通と考えられるから、他にあと三通の文書があったとみななければならない。

そこでこれを『東大寺文書』で探すと、「東南院文書」に「赤袈裟事」に関する論旨⁽⁶⁾、それとの関係が密接な⑦右少弁書状⁽⁵¹⁾(日付無し)、⑧五月二日右少弁書状の三通の文書がみえる。これらが日付、内容等から判断して残りの三通であることはほぼ間違いないであろう。ただ年号が記されていないので、前後関係が不明である故、⑥と⑧と⑤の全文を示して検討してみたい。

⑤ 謹請

仰旨

右依 仰奏状案進上如件

五月五日 律師永観上

⑥ 百口僧、可參集之由、可令下知給候、

赤袈裟事

右、不令着用之由、前々被仰下了、於寺中者、任先宣旨可令着

者、何重訴申哉、早々可下知此旨給、

天氣如此、敬白

五月十日

右少弁□□(花押)

⑦ 可 達聞候、但事忽不切侍敷、能々可令斟酌給、末代事不可申盡、謹言上

即刻

右少弁(花押)

⑧ 重々 奏聞此旨侍、期日在近、事可闕如、能々可有御用心之状、所請如件、

五月二日

右少弁(花押)

これらのうち⑥と⑦とは写真版で見ると筆跡、花押とも同じであるが、それらと⑧とは著しく異なる。内容的にみても⑧で「重々」の奏聞であり、⑥で「重」の訴えであるから、⑧は⑥より少し遅れるとみてよい。そこで康和から嘉承までの右少弁を『弁官補任』で見ると、長治二年三月十六日まで藤原俊信、それ以後嘉承元年十二月廿七日まで藤原為隆、次いで藤原実光となるが、このうち『花押かみ』により花押の知られる為隆・実光の花押と、⑧の花押とを比較すると、為隆の花押に近似する。⑧の花押を為隆とすると、⑧の文書は嘉承元(一一〇六)年のものとみなされるが、そうであればこれは④の嘉承元年の三度目の訴えに対する事後処理のものと同断される。そこで『中右記』嘉承元年五月の記事をみると、五月九日

条に「千僧御読経」が大極殿であり、行事は「蔵人弁為隆」であったと記されている。この法会こそ⑧にある「期日在近、事可闕如」と危ぶまれた法会に他ならない。

次に⑤⑥⑦であるが、こちらが康和の赤袈裟着用に関する文書であろう。①②③の年紀からみて、康和三年か翌四年のものと考えられる。⑥の文書には「於寺中者、任先宣旨可令着」とあるが、この「先宣旨」をもし①の官宣旨とみなせるならば、⑥は当然康和四年の文書ということになる。そうでないならば康和三年の文書であろう。①には「任本寺證文、彼会日令堂達着用赤袈裟」と記されており、華嚴会の日に限って赤袈裟の着用を認めたものである。寺中での着用のみを認めたとする⑥の内容とは合致しない。したがって⑥は康和三年十一月の官宣旨以前、康和三年五月の文書とみるべきであろう。⁵² そうすれば、寺中での着用のみを認めた⑥の段階から、さらに華嚴会という大会についてもそれを認めた①の段階へという、時間的推移を無理なく理解できる。最後に残るのは⑤⑦であるが、⑦は「可達聞候」と奏聞への取継ぎを約束したものであり、日付が無いのははっきり確定することはできないが、おそらく⑤の永観の奏状案提出に際して、この文書が認められ、永観の側に渡されたのであろう。⑤にみえる「奏状案」は③である。かくして⑤⑥⑦⑧の一応の年代比定を終えたので、①②③④⑤⑥⑦⑧までの文書その他を使いなが

ら、赤袈裟着用の経緯をみることにしよう。

康和二年五月に東大寺別当となった永観は、その翌年三月十四日の華嚴会に際して、興福寺の例にならって赤袈裟を堂達等に着用させた。しかし興福寺の僧等の制止にあつて混乱が生じ、東大寺は三月十八日に華嚴会における赤袈裟着用を朝廷に訴えた(①③)。朝廷は寺中のみでの赤袈裟着用を命じたが(⑥)、東大寺はこれには容易に納得せず、永観と朝廷との折衝は度重なった(⑤⑥⑦)。事態は秋に延期された九月の華嚴会に及び、永観はここでも赤袈裟を着用させたが、再び興福寺僧の制止にあつた。結局、この時は永観は赤袈裟を解いて大会を遂行している(『殿暦』康和三年十月十一日条裏書)。しかし永観らは改めて華嚴会での赤袈裟着用を朝廷に訴え、かくて十月卅日に着用の宣下がなされ(②)、十一月一日付で華嚴会に限っての着用認下の宣旨が東大寺あてに出された(①)。⁵³

以上みてきたように、永観は赤袈裟着用に関心したのであるが、興福寺の僧がこれについて「何此別当時可然哉」と述べた如く、⁵⁴ 東大寺では永観において初めて試みられたものであった。何故に永観はこれ程までに赤袈裟に執着したのであろうか。今までみてきた永観の行動や人となりからは容易に理解できない。東大寺の權威を高めるための行動と言ってしまうればそれまでであるが、その行動が何故に赤袈裟着用という形ででてきたのか考えてみる必要がある。

そう考えた時、永観が執着したのは赤袈裟の赤という色彩ではなかったかという推測が浮かんでくる。『発心集』の神宮文庫本によれば、永観が院参した時の様子は次のように記されている。

院へ参られけるを人珍しがりて待ち見ければ、墨染装束などにはあらず、あやしきも頸も白く帰りたる四位鈍の衣に指貫で参られたりければ、やう替りてやさしきことになん心ある人は思へる。

このように世人に永観の行動と衣裳とは珍しがられ、注目の的となっていたことから考えれば、赤袈裟は永観によって意図されたものであったとみて間違いなからう。その赤袈裟とは永観が日常着した「墨染装束」に対する赤袈裟であった。康和二年に別当となった永観が拝堂のため南都に下向した折には、「あやしき墨染衣に袴着」を着している。赤袈裟と墨染装束——すなわちこの赤と黒という色彩感覚の意味するものが重要である。黒田日出男氏は「赤・黒は、崇神天皇が要路の境界点たる墨坂神・大坂神を赤・黒の楯矛をもって祀ったように境界の色彩であつて」と述べられている⁽⁵⁾。この指摘を踏まえて言えば、永観は境界のシンボルたる赤・黒の色彩を意識的に用いたと言うことにならうか。

中世において境界領域にあった人々と言えば、非人・法師原が思い浮かぶが、彼らが柿色の衣や墨染衣を着していたことを考えると、永観の色彩感覚はもう既に「中世」を探りあてていたことになる。永

観が乞食や囚人への施行を心がけたこともここで思い出されよう。永観の生きた時代はこうした乞食・囚人を始めとする非人が広範なひろがりを見せ始めた時代である。そればかりか法師原や聖といった「無縁」の僧尼も多く出現している。しかるにその対極には白河院による院政的秩序が形成されつつあった。それは律令制的な僧俗に及ぶ官位制的秩序の上に、院を中心として近臣・武者・僧等に及ぶ主従制的秩序を重ねあわせたものとみればよい。永観はこの両極の間において、両者を結びつけ行動した人物であったと言えよう。

註

- (1) これ以前の論旨で現存するものは、治安元年五月四日の後一条天皇諭旨案(『醍醐寺文書』一一一六三号)を始め、いずれも僧侶に誑経・祈禱等を請うた請書であり、これ以後に多様な論旨が見えるようになる。
- (2) 嘉保二年六月廿二日太政官牒(『東大寺文書』一一六一号、『平安遺文』一三四七号)。
- (3) 長治元年八月二日安倍寺別当頼慶解(『筒井寛聖氏所藏東大寺文書』『平安遺文』一六二五号)。
- (4) 「守屋孝藏氏所藏文書」(『平安遺文』二七八三号)。
- (5) 堀池春峰「東大寺要録編纂について」(『南都仏教史の研究上 東大寺篇』所収)。
- (6) 永観の宗教的位置づけについては、井上光貞『新訂日本浄土教成立史の研究』第四章第二節、同「法然と永観」(『歴史と文化』一)を参照。
- (7) 「東大寺文書」(『東大寺文書』六一八八号、『平安遺文』二二五六号)。

遺文」一六二七号)。

(42) (43) 寿永二年十月廿二日官宣旨案(『高野山文書』四一―一號、『平安遺文』四一―二號)。

(44) 『中右記』天仁元年九月四日條。

(45) 前註(42)文書。

(46) 前註(6)井上書。

(47) 『東大寺別当次第』は「(康和)三年華嚴会小綱等会着赤袈裟之處、興福寺衆制止蓋吹無極、經奏聞之處、可会着之由被下宣旨」と記している。

(48) 『奈良六大寺大観 東大寺三』一〇四―一〇五頁。

(49) いずれも「東大寺図書館所蔵文書」五。これらは『平安遺文』に載せられていないので、本文に關係する②と①の全文をここに載せておこう。

②「大進」宣下 康和三年十月卅日

上卿左大臣殿被奉行侍也

赤袈裟事、夜前已被 宣下了、此間沙汰子細以御使可執申侍、先依不審馳啓如件

十月卅日

中宮大進(花押)

奉 東大寺律師御房

①左弁官下東大寺

応任本寺證文華嚴会日令堂達著用赤袈裟事

右、得彼寺去三月十八日解扶備、東大寺者、是聖王御願綱所本寺也、因茲令著堂達赤袈裟、是往古之例也、爰華嚴大会時、興福寺惡僧等出来、制止堂達赤袈裟、打乱御願、全以無其謂、大会衰弊御願恥辱、古今未有事也者、為自今以後重被下宣旨、停止興福寺僧非常、欲著堂達袈裟矣、望請天恩早任道理被裁許、將知正理之貴者、左大臣宣、奉 勅宜任本寺證文、彼会日令堂達著用赤袈裟者、寺宜承知依宣行之

康和三年十一月一日

權右中弁藤原朝臣(花押)

大史小槻宿禰(花押)

この他、③は①に引用されている三月十八日付解の案文で、それには「奏状案」という端裏書があり、「当日悪事日記一通 天曆相折證文一卷」が副進され、別当以下三綱が連署している。④は永観の別当辞任以後のことなので省略、⑤は後掲。

(50) 『東大寺文書』三一六九〇号、『平安遺文』二六〇九号。

(51) 『東大寺文書』二一四六六―四六八号。

(52) そうすると⑥⑦の文書に署名している右少弁は藤原俊信ということなる(『弁官補任』)。なお⑥は文書形式は繪旨であるが、料紙は宿紙ではなく白紙である。俊信は当時藏人ではなかったからであろう

(『職事補任』)。既に永観に関わる宿紙の繪旨(A)を見たが、白紙の繪旨もここにあり、永観に関わる文書には興味深いものが多い。

(53) 永観が別当を去った後の嘉承年間になると、東大寺大衆は赤袈裟着用をさらに他の法会にも拡大させようとしたが(④)、この訴えは達せられなかったようである(⑧)。

(54) 『殿曆』康和三年十月十一日條裏書。

(55) 『中世民衆の生産と生活』(『一揆』四)一一四頁。

(国立歴史民俗博物館 歴史研究部客員教官)